

# 議題（１）

## これまでの協議会の振り返り

# 「安定・効率輸送協議会(3部会合同会合)」の結果概要

## 1. 安定・効率輸送協議会について

日時：令和4年12月21日（金） 10：30～12：00

場所：オンライン

## 2. 議事概要

- 国土交通省海事局より、「内航海運業における取引環境に関する実態調査の結果」について紹介。【資料2】
- 国土交通省海事局より、海事産業強化法が施行され約1年が経過するタイミングで、更なる法律・ガイドラインの趣旨の浸透を図るべく、法律の遵守状況、ガイドラインで推奨されている取組等の実施状況及び今後の予定等を「内航アクションプラン」という形で見える化し、更なる取組を促すことについて説明・提案。【資料2】
- 国土交通省海事局より、来年4月に施行される海事産業強化法に係る改正船員法（船員の働き方改革第2弾）の制度内容について説明。【資料3】
- 国土交通省海事局より、現在進めている内航海運の生産性向上に向けた先導的モデル事業に係る調査事業の取組及び令和5年度実施予定の調査事業の内容について紹介。【資料4】

## 3. 成果及び今後の取組

- 「内航アクションプラン」の作成について、内航海運業界においては船員不足という課題が顕在しており、アクションプランだけで解決できるものではなく、また、項目によってはすぐには対応が難しい面もあるが、改正内航海運業法の施行初年度である本年度に本アクションプランを作成することで、「取引環境改善」「生産性向上」「船員の働き方改革」等の取組の浸透が期待できる旨の発言があった。
- また、本アクションプランのフォローアップ方法等について、荷主業界から法令遵守の徹底を呼び掛けることは可能であるものの、法令を超えた自主的な取組に関する各企業へのコミットは各企業において責任を持つものであり、業界団体として取組をどう推奨していくか課題があるため、慎重な検討をお願いしたいとの意見があった。
- 一方、本アクションプランの作成について、内航海運業界の意見及び課題等を傾聴した上で、当該意見や課題をクリアした事例及びアクションプランに沿った取組事例の有無を確認し、良い取組事例を各企業と共有するとの意見があり、作成については前向きな発言もあった。また、アクションプランの作成には各業界の実情を踏まえた慎重かつ丁寧な議論が必要との意見もあった。
- 加えて、荷主業界より本アクションプランは経営判断を必要とする内容となることが想定されるため、本アクションプランを内航輸送の安定化と効率化に資するものとするためにも、各企業ベースで検討するための一定期間も必要である旨のコメントがあった。
- 「内航アクションプラン」における内容及びフォローアップの方法等について両業界より意見収集する場として、第2回協議会を令和5年2月1日に開催することについて了承された。

# 「安定・効率輸送協議会(3部会合同会合)」の結果概要

## 1. 安定・効率輸送協議会について

日時：令和5年2月1日(金) 14:00~15:30 場所：オンライン

## 2. 議事概要

- 国土交通省海事局より、今後の本協議会の方向性及び「内航アクションプラン」の作成趣旨、取扱い及び各企業に対するフォローアップ方法等について説明。【資料1】
- 国土交通省海事局より、「内航アクションプラン」ひな型案に対する業界団体からの意見に対して回答。【資料2】
- 国土交通省海事局より、内航海運業法に基づく輸送の安全の確保に関する命令を発出した事案について説明。【資料3】

## 3. 成果及び今後の取組

- 国土交通省海事局より、本アクションプランには、運賃の協議方法について言及する項目が含まれているが、当該項目に例示されている「原価計算に基づく見積り」については、運賃協議の一つの方法を示したものであり、必ずしもこれによる必要はなく、契約の相手方との丁寧な協議が重要であることを述べたもの、との説明を行った。
- 日本内航海運組合総連合会から、「内航アクションプラン」の作成について、今後、約1,600社ある内航海運事業者全てを対象に実施するとなれば、とりまとめ方法等を含め困難が想定されるため、フォローアップ方法等を含め十分な調整が必要との意見があった。なお、法改正の趣旨等を内航海運業界として再確認する意味でも本アクションプランに取り組むにあたり、業界内で議論できたことは大変有意義であったとの発言があった。今後の協議会にて、内航総連内のWGにおいて抽出された課題を荷主業界と議論することについて、業界内で論点を整理し課題として提示するには検討に一定の時間がかかるとの意見があった。
- 日本鉄鋼連盟より、本アクションプランの位置づけとしては、法令・ガイドラインの遵守状況やフォローアップを行うものであることについて理解を得たこと、また今後、本アクションプランの位置づけを踏まえ、業界団体によるとりまとめ方法、各企業に対するフォローアップ方法等についてはきめ細やかに議論して検討することが必要との意見があった。また、内航輸送の持続的・安定的な発展に向けて本アクションプランと共に「生産性向上」に関する取組もセットで進めていくことが必要不可欠であるとの意見もあった。
- 石油連盟から、本アクションプランの作成は、重要かつ慎重に検討すべき案件であるため、改めて連盟内で検討し、仮に、本アクションプランを作成する場合でも、一定の検討・作業期間が必要となるとの意見があった。なお、内航海運業界側の生産性向上に係る取組についても重点を置いた検討をお願いしたいとの意見もあった。
- 石油化学工業協会から、本アクションプランの結果に基づく、国交省や業界団体による各企業へのフォローアップ方法について、各項目ごとの実施率に限定せず、業界全体の実施状況を検証し、フォローアップ方法について議論することが望ましいとの意見があった。
- 業界団体が取りまとめた「内航アクションプラン」については、協議会及び「内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会」内限りの資料として取扱い、「内航アクションプラン」の概要を公表する際には、安定・効率輸送協議会メンバーと調整することについて了承された。5